

受け手の皆様へ、申込み後について

1 希望の申込みについて

本日ご提出いただきました申込書は、あくまでも借受けの希望の申込みです。農地中間管理機構(以下、機構といいます)はご希望の内容に沿った農用地等をあつせんしますが、ご希望の内容どおりの貸し付けを確約するものではありません。

2 公募結果の公表について

応募内容から次の事項を整理し、千葉県園芸協会ホームページで公表します。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規就農(参入)者
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- (4) 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

3 申込書の内容等の確認について

お申込み後、お時間をいただいて、更にご要望の内容や営農の状況等についてお話を伺いする場合があります。その場合には電話等でご連絡します。

4 貸付けの手続きについて

後日、ご希望の内容に沿った農用地等が見つかった場合には、電話等でご連絡します。そして、お貸しする条件等の話合いや現地のご案内をすることになります。

更に機構が地権者様との話合いも行って、同意いただけた場合には、お貸しする手続きを行います。

※別途、提出していただく書類をご連絡します。

5 申込書を取下げの場合について

申込書の取下げを行う場合は、申込書を提出した市町村又は千葉県園芸協会にご連絡ください(取下げ書の提出が必要となります)。

6 利用権を設定された後について

- (1) 毎事業年度の終了後3ヶ月以内に農用地等の利用状況について、機構へ報告してください。
- (2) 初回の賃料は、原則として利用権を設定した後に最初に迎える秋に機構へお支払いください。